

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部鉄道高架整備課 No.001

処 分 名	土地の買取り又は買取らない旨の通知
処 分 の 概 要	事業予定地内の土地の所有者から買取るべき旨の申出があった場合は、当該土地を買取るべき旨においては、土地を時価で買取る旨を通知する。
根拠法令等・条項	都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号） 第五十六条第二項、第三項
審 査 基 準	法令に条文において、基準等が明記されているため審査基準については設定しません。
標準処理期間	30日（関係機関との協議に要する期間を除きます）
設定年月日	平成28年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階鉄道高架整備課窓口への提出 又は 郵送 対象路線：7・6・1 古利根川右岸線 3・3・4 春日部駅東西連絡道路 7・7・3 区画街路2号線 8・7・1 特殊街路1号線 8・7・2 特殊街路2号線
備 考	

■都市計画法

第五十六条 都道府県知事等（前条第4項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、事業予定地内の土地の所有者から、同条第1項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 前項の規定による申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

3 前条第4項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。